

ガードレール清掃業務仕様書

1 業務の名称

令和 8 年度天竜区ガードレール清掃業務

2 業務の目的・内容

(1) 業務の目的

本業務は、浜松市土木部が所管する道路（天竜区管内）のガードレールを清掃することにより、ガードレールを常時良好な状態に保つとともに視認性を高めることで、「安全」「安心」「快適」な道路の保全を図ることを目的とする。

(2) 業務の内容

浜松市土木部が所管する道路（別紙「令和 8 年度 天竜区ガードレール清掃業務 実施図」参照）のガードレール清掃を実施する業務。

3 適用の範囲

(1) 適用範囲は、次のとおりとする。

ア 業務の内容は、契約書、設計図書及び本仕様書の定めによるほか、浜松市土木工事共通仕様書を準用する。

イ 仕様書に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、委託者及び受託者協議のうえ定めるものとする。

4 業務責任者

業務の実施にあたり、業務責任者を定め、業務着手届[様式 8]に記入し、委託者に届け出ること。また、これらの者を変更したときも届け出ること。

5 実施計画及び作業

(1) 実施計画表及び提出書類等

ア 受託者は、契約締結後 7 日以内に設計図書等に基づきガードレール清掃業務年間予定表[様式 1]を作成して委託者に提出するものとする。又、変更のあったときも同様とする。

イ 実施に先立ち、1 ヶ月毎のガードレール清掃業務月間予定表[様式 2-1、2-2、2-3]をその前月末までに委託者に提出するものとする。

(2) 作業の実施

ア 作業は、別紙「令和 8 年度ガードレール清掃実施図」の箇所を 1 回清掃する。

イ 清掃作業中は、一般の交通及び作業の安全確保に努め、常に公衆の利便を保つ上で障害とならないよう留意しなければならない。

ウ 作業の進行上の都合で交通規制等の必要がある場合は、事前に委託者に届けて、その指示に従うこと。

エ 作業中、沿道の住民及び道路利用者等より苦情又は意見の申し出があった場合は、誠実に対応し、その旨を委託者に報告しなければならない。

オ 受託者は、道路交通法・労働安全衛生法・廃棄物処理法等関係法規を遵守して、清掃作業を実施するものとし、又その作業を実施するにあたり、全ての行為について責任を負うものとする。

カ 委託者は、業務の履行期間中 1 回、清掃完了状況を現場で確認するものとし、提出書類は、段階確認・立会願[様式 1 2]とする。

キ 受託者は、清掃中に道路の異常を発見した場合は、速やかに委託者に報告しなければならない。

い。提出書類は、道路異常報告書〔様式 13〕とする。

ク 作業時間は、通通勤時間帯を避ける午前 9 時から午後 4 時とし、土曜日、日曜日及び祝日の清掃作業は実施しないものとする。（緊急時を除く）

ケ ガードレール清掃車を使用する場合は、運転手が、ガードレール清掃業務について 2 年以上の運転経験を有するものとする。提出書類は、経歴書（様式は自由）と運転免許証の写しとする。

（3）業務実施報告書等の提出

受託者は、毎月末日に当月分の業務実施状況を記載した次の書類を委託者に提出しなければならない。

提出書類は、次のとおりとする。

ア ガードレール清掃業務実施報告書〔様式 3 及び 4〕

イ 使用車両機械実施報告書〔様式 5〕（ガードレール清掃車を使用した場合）

ウ 作業日誌〔様式 6〕

エ 清掃前、清掃中、清掃後の写真（清掃年月日を明記）

6 その他の事項

ア 委託者より緊急作業の要請があった場合は、その作業を優先するものとする。